

市民意見聴取に係る施策の概要

案件名：市長等の退職手当の適正水準について

局課名：総務局 人事管理部 給与課

施策の目的	今後の人口減少、行政に対する社会的ニーズや本市の財政状況を踏まえまちづくりを進めていくにあたり、リーダーである市長等の職務・職責に相応しい退職手当の水準を検討し、定めようとするものです。
現状・背景	市長、副市長の退職手当については、有識者や市民代表等で構成される尼崎市特別職報酬等審議会に諮問し、その答申を踏まえ『市長及び副市長の退職手当に関する条例』に定めています。 市長、副市長の退職手当の現行水準は、平成24年度に開催した尼崎市特別職報酬等審議会の答申結果に基づき設定したもので、以降12年間は毎年度他都市との比較等を行い、均衡が図られていることを確認しています。 《市長》 $1,177,000\text{円(給料月額)} \times 48\text{ヶ月(在職月数)} \times 0.4 = 22,598,400\text{円}$ 《副市長》 $942,000\text{円(給料月額)} \times 48\text{ヶ月(在職月数)} \times 0.27 = 12,208,320\text{円}$
課題	市長等の退職手当の水準は、他都市との比較においては均衡が図られているところですが、前回審議会開催以降、社会情勢や市の財政状況などは大きく変化しており、これからのまちづくりを進めていくにあたり、今日的視点で検証が必要な時期に来ていると考えています。 また前回審議会以降、市の外部の意見を踏まえた検討を長期間行っておらず、透明性の観点からも審議会を通じて広く意見を取り入れ検討する必要があります。
施策の策定にあたっての考え方	例年行っている他都市との比較に加え、公務員の給与決定の仕組みなどの制度面、過去の給与改定状況の推移や考え方、外部環境の変化(市の財政状況、民間賃金の状況等)などを参考に、適正な水準を検討します。
意見を聴取するポイント	市政の舵取りを行うリーダーとして相応しい退職手当の水準について ・市長等の職務、職責に応じた適正な水準 ・社会、景気の情勢や市の財政状況を踏まえた水準 ・今後の人材を確保していく観点 ・民間企業とは職務が大きく異なる中での民間水準とのバランス
市民意向調査(ステップ2)の実施手法	令和6年12月以降、ホームページで審議会の会議資料、議事録を随時公表し、意見を募集します。
お問い合わせ先	総務局人事管理部給与課 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館4F 電話番号(TEL)06-6489-6181 ファクス(FAX)06-6489-6183 メールアドレス(Eメール)ama-kyuyo@city.amagasaki.hyogo.jp